

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3199号)

令和7年4月23日

横情審答申第3199号

令和7年4月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和4年10月28日栄税第716号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「土地計算・異動連絡票」及び「土地（補充）課税台帳兼評価調書（令和  
2、3、4年度分）3枚」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「土地計算・異動連絡票」及び「土地（補充）課税台帳兼評価調書（令和2、3、4年度分）3枚」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年7月19日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第1号、第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第7条第2項第1号の該当性について

税務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項及び第60条第2号において守秘義務及びこれに違反した場合の罰則が定められていることに加え、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条で罰則が加重されている。

税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳、申告書、収納簿等の諸帳票（以下「課税台帳等」という。）の記載事項は、納税者等の秘密に属する事項である。そのため、地方税の徴収に関する事務で知り得た秘密については、法律上これらを開示することが認められている場合（法の規定により証明書の交付等が認められている場合や国から守秘義務が解除される旨通知されている場合等）を除き、本人以外からの請求には応じられない。

各非開示部分は、固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産税の評価・課税に係る納税者等の秘密に属する事項であるため、本号に該当し非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

各非開示部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

地方税に関する調査等の権限は、法第353条等に基づき地方税の賦課徴収を行うためにのみ認められたものであり、課税台帳等の記載事項は、納税義務者からの申告、報告又は質問検査権の行使によって得られるものである。これらの納税義務者の秘密が容易に税務職員から漏れるようでは、納税義務者からの信頼と協力が得られなくなり、税務行政の円滑な運営に支障が生じ、適正な課税及び税収の確保ができなくなるおそれがある。

各非開示部分は、課税台帳等の記載事項であって、当該事項を開示することにより、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいにつながり、租税の賦課又は徴収に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 原処分を取り消し、請求人の請求を認める。

(2) 担当職員らの処分を求める。

(3) 処分庁が実質全て非開示としたことは、国と県の基準に違反した処分庁の職権濫用、強要、違法な差別、詐欺、それらの証拠隠しにより非開示にした違法な内容であるので異議理由を述べる。なお、「山林」への地目変更と年月日、地番は登記簿謄本で公開されているのであるから旧条例による請求人の本件請求内容と非開示部分は請求権を著しく侵害している。

(4) 処分庁が平成19年に国の現地調査により宅地の偽造と登記を認め、宅地を山林に改める更正決定しかるに処分庁が同決定に逆らった違法な決定でだまし取ってきた税の返還を違法に免れる犯罪を続け差別と弾圧、職権濫用である。

#### 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 固定資産税に係る事務について

法第403条第1項では、市町村長は、法第388条第1項に基づき総務大臣が定めて告示した固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）によって、固定資産の価格を決定しなければならない旨を規定している。

横浜市では、評価基準を基に横浜市固定資産評価事務取扱要領（以下「要領」という。）を定め、固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。

土地（補充）課税台帳兼評価調書は、登記簿に登録されている土地又は登記簿に登録されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、賦課の基礎資料となる土地の納税義務者の氏名又は名称、所在、地番、地目及び地積、価格等を記載した帳簿で、原則として一筆ごとに作成される。

横浜市では、固定資産税を課することができる土地について、毎年3月31日までに、土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地番、地目、地積及び価格を記載）を作成し、法第416条に基づき縦覧に供している（以下「縦覧制度」という。）。

(3) 本件審査請求文書について

ア 特定町特定地番の土地（以下「本件土地」という。）に係る評価額の算出に当たり作成した土地計算・異動連絡票（以下「文書1」という。）及び価格等を登録している帳簿である土地（補充）課税台帳兼評価調書（以下「文書2」という。）のうち、令和2年度から4年度分までである。

イ 旧条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号に該当するとして非開示としていることから実施機関に確認したところ、上記3の主張のほか、次の説明があった。

(ア) 旧条例第7条第2項第1号の該当性について

税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳等の記載事項は、法第22条に規定する「秘密」に該当するため、第三者への開示は法律で守秘義務を解除することが望ましく、固定資産課税台帳を閲覧できる者及びその証明書の交付を求めることができる者については、法第382条の2及び第382条の3で規定している。

本件非開示部分は、いずれも固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産

税の評価・課税に係る納税義務者の秘密に属する事項であるため、法律上認められている場合以外に第三者への開示は応じられないものと考え、本号に該当し、非開示とした。

(イ) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産税の評価・課税に係る事項は、通常、納税義務者本人又はその同居家族しか知り得ない情報である。仮に、これらの情報を開示した場合、納税通知書の送達先の変更等の手続に悪用されるおそれがあり、送付した納税通知書等に記載された固定資産の所在、評価額等の財産情報が流出するおそれがある。

以上のことから、これらの情報を開示すると、納税義務者の財産情報を知られたくないという保護されるべき権利を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

また、個人の財産情報である評価額、税額そのもの又は評価額等を算出する過程で使用する数値やコードについては、路線価等の他の情報と照合することで、評価額等を算出することが可能となり、保護されるべき財産情報の権利を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(ウ) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

法第403条において、「職員は、・・・納税者ととともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするよう努めなければならない。」とされている。その評価に係る地方税に関する調査等の権限は、法第353条等に基づき地方税の賦課徴収を行うためのみ認められたものであり、賦課徴収事務の性質上、納税者等からの申告、報告又は質問検査権の行使によって納税者等の秘密を知ることとなる。納税者等の秘密が容易に税務職員から漏れるようでは、納税者等の税務行政に対する信頼と協力が得られなくなり、税務行政の円滑な運営に支障が生じ、適正な課税及び税収の確保ができないおそれがある。

以上のことから、課税台帳等の記載事項に該当する事項を開示することは、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいにつながり、租税の賦課又は徴収に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり非開

示部分 1 から非開示部分27までに分類し、それぞれの旧条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号の該当性について判断する。

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

(ア) 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

(イ) 非開示部分 1、非開示部分 4 から非開示部分 8 まで、非開示部分13から非開示部分16まで、非開示部分18、非開示部分20、非開示部分23から非開示部分27 までについて

非開示部分 1、非開示部分 4 から非開示部分 8 まで、非開示部分20及び非開示部分24から非開示部分26まで（以下「非開示部分 1 等」という。）には本件土地に係る基本情報が、非開示部分13には前年度の課税標準額を算出する際に使用する管理番号である類似土地番号が、非開示部分14、非開示部分16、非開示部分23及び非開示部分27（以下「非開示部分14等」という。）には本件土地に係る課税額の減額に関する情報等が、非開示部分15には市街化区域農地の課税標準の特例の区分等が、非開示部分18には決裁を要する異動事由が生じた場合の理由等が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

(ウ) 非開示部分 2 について

非開示部分2には、7桁の数字から成る所有者コードが記載されている。これらの情報は本件土地の納税義務者それぞれに付された固有の番号であって様々な税務上の事務手続において広く利用されているものである。これらの情報が公になり、第三者が何らかの手段により本人を特定することができた場合には、個人の秘密に関する情報が把握され、あるいは悪用される可能性が否定できない。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、直ちに特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(エ) 非開示部分3について

非開示部分3には、本件土地の納税義務者の氏名が記載されている。これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、当該氏名は、登記簿等に記載される所有者の氏名とは必ずしも一致しないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アにも該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(オ) 非開示部分9から非開示部分12まで、非開示部分17、非開示部分19及び非開示部分21（以下「非開示部分9等」という。）について

非開示部分9等には、本件土地に係る評価情報が記載されている。これらの情報は、本件土地の具体的な評価額が記載されているものではないが、要領に記載されている画地計算法や公表されている路線価等の他の情報と照合することにより評価額を推計できる情報である。したがって、個人の財産状況に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。

また、これらの情報の中には縦覧制度で確認できる情報も含まれているため、同号ただし書アの該当性を以下検討する。

この規定は、法令等の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報については、何人でも容易に入手できる情報であるため、非開示情報には該当しないことを定めたものである。

縦覧制度は、納税者が土地価格等縦覧帳簿により、自己の資産と他者の資産との価格の比較をすることによって、自己の資産の評価が適正であるかどうかについて確認するための制度であり、法第416条により縦覧の期間や縦覧できる者が定められている。したがって、縦覧制度で確認できる情報については、法令等の規定により何人でも閲覧することができるものと定められている個人に関する情報には該当しないと解される。

よって、縦覧制度で確認できる情報であっても本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(カ) 非開示部分22について

非開示部分22には、当年度及び前年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額が記載されている。これらの情報は、個人の財産状況に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

イ 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

- (ア) 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

なお、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解される。

- (イ) 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記アで同項第2号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。

- (ウ) 非開示部分1等、非開示部分13、非開示部分14等、非開示部分15及び非開示部分18について

実施機関は、税務調査により必要な情報を得て算定したものであり、実施機関と本件土地の納税義務者のみが知り得る情報であるため、課税台帳等の記載事項に該当する事項を開示することは、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいにつながり、固定資産税に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ることを理由として、非開示としている。

当審査会が見分したところ、非開示部分14等及び非開示部分18は、税務調査により必要な情報を得て算定した情報であり、適正かつ公平な課税を実現するための重要な要素と認められる。これらを開示すると、納税者との信頼関係が損なわれ、調査への円滑な協力を得ることが困難となり、固定資産税等の賦課又は徴収に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。

他方、非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15は、これらを開示しても、前述のような支障があるとは認められない。

したがって、非開示部分14等及び非開示部分18は本号に該当するが、非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15については該当しない。

#### ウ 旧条例第7条第2項第1号の該当性について

(ア) 旧条例第7条第2項第1号では、「法令若しくは条例・・・の定めるところにより、公にすることができない情報」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記アで同項第2号に、上記イで同項第6号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。

(ウ) 非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15について

実施機関は、法第22条に規定する守秘義務が課せられた情報であることを理由として、非開示としている。

法第22条にいう秘密とは、地方税調査の対象事項のうち、実質秘すなわち一般に知られていない事実であって本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実を指し、いわゆる形式秘、行政庁が秘密にすべきであると判断し、指定権者を通じて秘密と指定したものを意味しないと解するのが相当である（東京高等裁判所判決平成5年3月22日）。

当審査会が見分したところ、非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15は、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する情報とは認められず、本号に該当しない。

#### (5) 付言

当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書の「非開示とする部分の概要」欄を確認したところ、「・・・を除く部分」といった記載内容となっており、このように非開示とする部分の概要を具体的に記載せずに決定すると、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を開示請求者が十分に理解することができないため、今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 1

非開示部分	名称	文書
非開示部分 1	課税年度	文書 1
非開示部分 2	所有者コード	文書 1 文書 2
非開示部分 3	納税義務者の氏名・名称	文書 1 文書 2
非開示部分 4	日付等	文書 1
非開示部分 5	411条（現348条価格決定通知書）、417条（価格修正通知）	文書 1 文書 2
非開示部分 6	状況類似地区番号	文書 1 文書 2
非開示部分 7	公簿上所有者事由欄	文書 1
非開示部分 8	沿革・事由、入力年月日・異動区分	文書 1
非開示部分 9	画地番号	文書 1 文書 2
非開示部分10	画地計算欄（形態、計算区分・路線区分、鋭角・鈍角、用途地区、路線番号、奥行、間口、想定整形地面積、蔭地面積、蔭地割合）	文書 1
非開示部分11	単位当評点、単位当価額	文書 1 文書 2
非開示部分12	比準割合、介在山林、造成費、がけ地、その他補正	文書 1
非開示部分13	類似土地番号	文書 1 文書 2
非開示部分14	住宅率、小規模住宅率	文書 1 文書 2
非開示部分15	農地欄（区分、認定年度、市街化区域農地（旧単位当評点））	文書 1 文書 2
非開示部分16	減額減免欄（理由、減額率、減額面積、終了年度）	文書 1 文書 2
非開示部分17	一括地と認定した場合の一括利用地	文書 1
非開示部分18	決裁理由	文書 1
非開示部分19	価格	文書 2
非開示部分20	台帳区分、都市計画区分	文書 2
非開示部分21	修正率	文書 2
非開示部分22	固定資産税課税標準額、固定資産税本則課税標準額、前年度固定資産税（比準）課税標準額、都市計画税課税標準額、都市計画税本則課税標準額、前年度年都市計画税（比準）課税標準額	文書 2
非開示部分23	負担水準、負担調整	文書 2
非開示部分24	用途	文書 2

非開示部分25	共用土地	文書2
非開示部分26	異動区分	文書2
非開示部分27	住宅区分	文書2

別表2

実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分
非開示部分1、非開示部分4、非開示部分5、非開示部分6、非開示部分7、非開示部分8、非開示部分13、非開示部分15、非開示部分20、非開示部分24、非開示部分25及び非開示部分26

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年10月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年9月25日 (第389回第一部会)	・審議
令和6年10月23日 (第390回第一部会)	・審議
令和6年11月21日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
令和6年11月27日 (第391回第一部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
令和6年12月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年12月25日 (第392回第一部会)	・審議
令和7年1月22日 (第393回第一部会)	・審議
令和7年2月12日	・実施機関から意見書を受理
令和7年2月26日 (第394回第一部会)	・審議
令和7年3月26日 (第395回第一部会)	・審議